

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：茨木市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料について、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	99.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.9%
31～35年	94.1%
26～30年	89.0%
21～25年	84.1%
16～20年	86.1%
11～15年	76.3%
6～10年	84.4%
1～5年	86.3%

【説明欄】

・職員区分ごとの給与の総額を計算し、各月の給与支給日の職員数の平均で除することにより、平均年間給与を算出している。

1. 全職員に係る情報

全職員の男女の給与の差異が大きい理由は、任期の定めのない常勤職員以外の職員が、勤続年数が短いこと等により、任期の定めのない常勤職員より比較的給与が低く、女性職員の割合が高いことが考えられる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(2) 勤続年数別

男女の差異が生じる主な理由は、以下のことが考えられる。

・女性職員に比べ、男性職員の方が、扶養手当の支給額が多い。(扶養手当は子等を扶養する主たる生計者に支給される。)

・女性職員に比べ、男性職員の方が、時間外勤務が多く、時間外勤務手当の支給額が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。